

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後 6 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 入社後 1 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 100%を返還 |
| (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 50%を返還 |
| (3) 入社後 3 ヶ月超 6 ヶ月以内で退職した場合 | 紹介手数料の 20%を返還 |

株式会社 WEST POINT

有料職業紹介事業許可番号 38-ユ-300164